

# 2019年度 研究助成団体(個人)募集について

## 募集要項

### 1 趣 旨

公益財団法人米盛誠心育成会の研究助成事業として研究費を助成し、もって鹿児島県の学術産業の発展に寄与する。

### 2 応募資格

主に工業分野等において、基礎的・学術的に優れた独自の研究を行っている鹿児島県に住所を有する団体又は個人とする。

なお、次の各号に該当するものは優先して取扱う。

- (1) 研究成果が、鹿児島県の学術産業の振興発展に寄与すると考えられるもの。
- (2) 鹿児島県の自然・風土に立脚した研究であるもの。
- (3) 研究成果が、内外の学会発表・論文投稿等に期待できるもの。

なお、論文掲載の場合は「別刷り」1部を当財団へ提出するものとする。

### 3 研究期間及び助成対象経費等

#### (1) 研究期間

継続2ヵ年又は1年の同一研究とする。

#### (2) 助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。

ア 助成対象経費： 調査研究のために要する諸経費（人件費は除く）及び出版に要する経費等。  
但し、旅費については必要最小限の額とする。

イ 助成金の額： 助成金総額は団体200万円以内（概ね単年度100万円以内）、個人100万円以内（概ね単年度50万円以内）とし、助成団体等選考専門委員（以下、「選考委員」と言う）の意見を聞いて理事長が決定する。

### 4 応募期限

5月17日（金）必着のこと

### 5 提出書類

(1) 研究助成金交付願並びに調査研究の概要（第1号様式）

(2) 研究助成金使途計画書（第4号様式）

(3) 研究団体(個人)推薦書（第2号様式）

\* 所属長又は団体の責任者の作成するもの

### 6 選考方法

選考委員による書類審査を行い、審査を通過した応募研究テーマについては、後日応募者（代表者）によるプレゼンテーションを実施し、理事長が決定する。

なお、応募者多数の場合は若手研究者（助教、准教授等）の研究テーマを優先し、予算の枠内で減額決定する事もある。

採否の理由についての照会には回答いたしかねます。

### 7 決定及び通知

7月上旬頃までに決定し、所属長を経て代表者又は個人宛に通知する。

## 8 助成金の交付及び受領書の提出

(1) 助成金は、交付決定年度の8月頃交付する。

但し、2カ年継続の事業にあっては、初年度の実施状況報告書を確認後、次年度の支援額を決定・交付する。

(2) 助成金の交付を受けた場合は、その都度助成金受領書（第7号様式）を提出するものとする。

## 9 助成金の返還等

次の各号の一に該当する場合は、交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることがある。

(1) 財団の承認を得ず、調査研究を変更し、又は中止した場合。

(2) 助成金を、目的以外の用途にあてた場合。

## 10 報告会の実施

調査研究が終了したもの又は2年継続の事業に係るもので1年目が終了したものについて成果（中間）報告会を開催（翌年度4月下旬頃）するので、指定の会場で団体代表者が研究成果（途中経過）及び今後の展開について報告すること。

## 11 報告書等の提出

(1) 助成金の交付を受けた調査研究事業が完了したときは、その成果について報告書（第10号様式）及び助成金精算書（第8号様式）を提出するものとする。

(2) 調査研究が2カ年にわたる場合は、第1年度終了時の状況について翌年3月末迄に実施状況報告書（第10号様式）として提出するものとする。

(3) 調査研究が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は調査研究の遂行が困難になったときは、速やかに事故報告書（第11号様式）を提出し、当財団の指示を受けるものとする。

## 12 研究成果の公表

調査研究の終了したものについて、当財団から公表機会の要請があった場合は、積極的に対応するものとする。

## 13 個人情報の取扱い

助成決定された研究に係わる個人情報については、当財団の刊行物等に公開することに同意するものとする。

## 14 書類の提出先及び連絡先

〒 890-0014 鹿児島市 草牟田二丁目 2 番 7 号

公益財団法人 米盛誠心育成会事務局 （担当）神田、水元

電話 099-226-0205

E-mail:kanda@yoneg-net.co.jp

## 様式ダウンロード

- ・ 第1号様式：研究助成金交付願並びに調査研究の概要
- ・ 第2号様式：研究団体(個人)推薦書
- ・ 第4号様式：研究助成金使途計画書